

大子町木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域材を利用した木材加工製品の開発、販売等に取り組み、地域材の新たな需要喚起等を図るため、木材加工コンピュータ数値制御機器の導入事業（以下「事業」という。）を実施する者に対し、それに要する経費について、予算の範囲内において木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する者
- (2) 地域材の製材又は木工を業とする者

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の公的機関から類似の補助金の交付を受けている者は、補助対象者とししない。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間までに、木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 収支予算書の算出根拠が分かる書類（見積書等）
- (4) 申請者の企業概要が分かる書類
- (5) 導入する機器が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときには、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の軽易な変更）

第6条 規則第6条第1項ただし書に規定する軽易な変更とは、補助対象経費の30パーセント以内の減とする。

（概算払）

第7条 町長は、事業の円滑な遂行上必要があると認めたときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前項の概算払を受けようとするときは、規則に定める補助金等交付請求書に見積書を添えて、町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日（その日が日曜日に当たるときは、その前々日とし、その日が土曜日に当たるときは、前日とする。）のいずれか早い日までに木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 収支決算書（様式第7号）

(3) 収支決算書の算出根拠が分かる書類（領収書の写し等）

(4) 導入機器の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした交付決定者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした交付決定者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付決定者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（財産の管理）

第9条 交付決定者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（証拠書類の整備保管）

第11条 交付決定者は、事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を、事業完了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

2 前項に定めるもののほか、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（様式第9号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

（補助金等交付の際付すべき条件）

第12条 町長は、交付決定者に補助金等を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件とあわせて、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 交付決定者は、補助金等により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(2) 交付決定者は、補助金の申請に当たり、前号を約した取得した財産の使用に関する誓約書(様式第10号)を添付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費		補助率
区分	内容	
木材加工コンピュータ数値制御機器の購入及び導入に要する経費	木工品等を制作する木材加工機械であって、コンピュータ制御により3軸以上の制御を行うもの	2分の1
周辺機器の購入及び導入に要する経費	木材加工コンピュータ数値制御機器を使用するに当たり必要となるコンピュータ及びソフトウェア等。ただし、木材加工コンピュータ数値制御機器の購入及び導入に要する経費の3分の1を超えない範囲とする。	※500万円を上限とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金の交付を受けたいので、大子町木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 収支予算書の算出根拠が分かる書類（見積書等）
- (4) 申請者の企業概要が分かる書類
- (5) 導入する機器が分かる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

事業計画書

1 事業目的

--

2 事業内容

--

3 導入機器等詳細

導入機器名称	
導入機器作製メーカー	
導入機器設置場所	大子町大字
事業実施期間（導入までの期間）	年 月 日～ 年 月 日
導入機器利用開始予定日	年 月 日
導入機器利用に関する職員配置	専任 人 兼任 人

4 経費区分

補助対象経費		円
内訳	木材加工コンピュータ数値制御機器の購入及び導入に要する経費	円
	周辺機器の購入及び導入に要する経費	円
交付申請額		円

※交付申請額には、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は500万円のうちのいずれか少ない額を記入すること。

年 月 日

様

大子町長



木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金の交付については、大子町木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

- ・補助金等により取得した財産を使用し、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わないこと。
- ・大子町補助金等交付規則及び本要綱の内容を遵守すること。
- ・補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
- ・補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

2 交付しない

理由

様式第5号（第8条関係）

木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金実績報告書

年 月 日

大子町長 様

報告者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付で補助金等交付確定通知のあった木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金について補助対象事業が完了したので、大子町木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 実績額 円

3 事業完了日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 収支決算書の算出根拠が分かる書類（領収書の写し等）
- (4) 導入機器の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

事業実績書

1 導入効果

--

2 導入機器等詳細

導入機器名称	
導入機器作製メーカー	
導入機器設置場所	大子町大字
事業実施期間（導入までの期間）	年 月 日～ 年 月 日
導入機器利用開始日	年 月 日
導入機器利用に関する職員配置	専任 人 兼任 人

3 経費区分

補助対象事業費（実績額）		円
内訳	木材加工コンピュータ数値制御機器の購入及び導入に要した経費	円
	周辺機器の購入及び導入に要する経費	円
交付決定額		円

様式第8号（第8条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

太子町長 様

報告者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付で交付決定通知のあった木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金について、太子町木材加工コンピュータ数値制御機器導入事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付確定額

円

2 補助金の申請時に減額した消費税相当額

円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税相当額

円

4 返還相当額(3-2)

円

5 その他

上記金額が分かる書類を添付すること。

様式第10号（第12条関係）

取得した財産の使用に関する誓約書

年 月 日

大子町長 様

補助事業者 所在地
名 称
代表者氏名

（補助事業者） は、補助金等交付に付された条件を遵守し、取得した財産を使用して
森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約します。